省　令

○国土交通省令第四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十七第一号中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百七十一号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月九日

総務大臣　片山　善博

電波法第37条第２号の機器（船舶に設置する無線航行のためのレーダー）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	ＪＭＡ－9123－９ＸＡＢ　船舶用レーダー装置	ＲＤＬＳ４ＮＭ９－25ｋＰＯＮ－９	R11001	平成23年２月４日
日本無線株式会社	ＪＭＡ－9133－ＳＡＢ　船舶用レーダー装置	ＲＤＬＳ４ＮＭ３－30ｋＰＯＮ－６	R11002	平成23年２月４日
日本無線株式会社	ＪＭＡ－5322－９ＡＢ　船舶用レーダー装置	ＲＤＭＳ４ＮＭ９－25ｋＰＯＮ－６	R11003	平成23年２月15日

○法務省告示第二百二十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月九日

法務大臣　江田　五月

変更前の名称　社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

変更後の名称　公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

変更年月日　平成二十三年四月一日

告　示

○金融庁・農林水産省告示第一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の八第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の七十八第一項の規定に基づき、農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があったので、同法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月九日

金融庁長官　三國谷勝範

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　変更前の名称　全国銀行協会

二　変更後の名称　一般社団法人全国銀行協会

三　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○厚生労働省告示第百五十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件（平成二十三年厚生労働省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月九日

厚生労働大臣　細川　律夫

表薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第十四条の規定に基づく障害者雇用調整金の支給の申請	青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に主たる事務所を有する者

表建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三十五条第一項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給の申請	青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第二条第一項の規定に基づく報奨金の支給の申請	青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第三の二第一項において準用する附則第二条第一項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給の申請	青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に主たる事務所を有する者

○農林水産省告示第九百七号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表三八代の項中「熊本県」の下に「八代市及び」を加え、「のうち旧竜北町の区域」を削る。

表五西三河の項中「、西尾市並びに幡豆郡一色町及び吉良町」を「及び西尾市」に改め、同表高松の項を削る。

表九上川名風の項を削る。

表十碧南西尾幡豆の項を次のように改める。

碧南西尾	愛知県碧南市及び西尾市

表十二大和平野の項中「、生駒郡安堵町並びに」を「及び」に改め、「川西町及び」を削る。

表十四大和平野の項中「、橿原市」及び「川西町及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

表十六豊頃の項を削る。

表十九旭川の項を削る。

表二十伊勢の項の次に次のように加える。

たじま	兵庫県朝来市